

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

丹波市は、兵庫県の中央東部に位置し、旧氷上郡の柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町の6地域より成り、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経135度線）が通っている。地域の北部及び東部は京都府福知山市及び兵庫県篠山市、西部は朝来市及び多可郡多可町、南部は多可町、西脇市、篠山市に接している。

総面積493.28km²で、内75.3%に当たる371.64km²が栗鹿山（標高962m）をはじめとする標高600m前後のやや急な斜面を持った山々であり、これら森林のふもとにひろがる中山間農業地帯である。その山々の接点を縫うようにして二大河川（加古川・由良川）の源流が走っており、加古川は瀬戸内海へ、由良川は日本海へ注いでいる。特に氷上町石生地域の「水分れ」は日本一低い（海拔95m）中央分水界である。

気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と日本海型気候の間であり、年間の寒暖差、昼夜間の温度格差が大きいものの、年平均気温は13～14℃で、年間降水量は1,500～1,600mmと生活しやすい気候である。

農業振興地域10,950haの用途別内訳は、現況農用地6,569.7ha、山林原野250.7ha、農業用施設用地44.5ha、その他4,085.1haである。

農用地区域は4,999.4haとし、その内訳は4,956.2haを農用地（田・畑・樹園地・採草放牧地）、4.1haを山林原野、39.1haを農業用施設用地とする。

現況農用地の内3,975ha（83.8%）で、ほ場整備が実施されているが、0.3ha以上の区画は3割程度で、依然狭小な農地の比率が高い。

人口は、67,757人（H22年国勢調査）で、出生数の低下、若年層の流出等の要因により過去10年間で約7%の減少となっており、平成27年度推計人口は、67,918人（コーホート要因法による）と予測している。

本市における就業者数はおよそ3.3万人（H22年国勢調査）で、微減の状況にある。産業別にみると第1次産業が7.4%、第2次産業が36.6%、第3次産業が55.5%となっている。第1次産業は減少傾向、第2次産業は減少傾向、第3次産業は横ばい傾向にある。第3次産業が過半を占めているが、兵庫県の中（71.6%）で見ると低い位置にとどまっている。

農家戸数4,827経営体の内、85.2%が年間販売額100万円以下の弱小経営体であるが、認定農業者の掘り起こしや集落営農組織等の組織強化への取り組みを支援しながら農業経営基盤の強化を目指す。

また、農業の近代化と生産性の向上を図るため、優良農地の確保・保全の他、かんがい排水・農道整備等の土地改良事業、各種機械・施設等の農業近代化施設の整備を積極的に推進する。

商工業においては、衰退化が懸念される市街地や商店街において、新たな求心力を持った拠点づくりを目指し、商業の活性化を促進していく。また、新たな商業集積が進むゾーンについては、景観整備を進めゾーンの魅力を高めていく。

若者の定着や雇用の拡大を図るため、工業団地を中心とした市内の工場誘致候補地に積極的な企業誘致の推進を図っていく。

[土地利用の構想]

単位：ha、%

区分	農用地		農業用 施設用地		森林原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (26年)	6,569.7	60.0	44.5	0.4	250.7	2.3	1062.6	9.7	130.2	1.2	2,892.3	26.4	10,950	100.0
目標 (28年)	6,362.0	58.1	42.0	0.4	250.0	2.3	1,129.0	10.3	199.0	1.8	2,968.0	27.1	10,950	100.0
増減	△207.7		△2.5		△0.7		66.4		68.8		75.7			

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地6,569.7haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地4,956.2haについて農用地区域を設定する。

a. 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

[農用地区域に含めない区域]

単位：ha

地域地区及び施設等の具体的な名称又は計画名又は計画名	位置 (集落等名)	面積			備考	
		農用地	山林その他	計		
砂防法の砂防指定地	長谷川	中竹田市の貝	1.0	2.0	3.0	
	清水川	上鴨阪清水	1.0	5.0	6.0	
	大杉川	徳尾山田	1.0	4.0	5.0	
	徳尾川	徳尾大谷	2.0	9.0	11.0	
	塚原川	北奥多利	1.0	3.0	4.0	
	美和川	乙河内～与戸	5.0	5.0	10.0	
	戸坂川	白毫寺～与戸	1.0	7.0	8.0	
	長尾川	与戸長尾	1.0	7.0	8.0	
	西山川	市島西山	—	4.0	4.0	
	上牧川	上牧段ノ尾	1.0	4.0	5.0	
和田-1	大規模開発用地	山本・五ヶ野	1.9	0.0	1.9	
和田-2	大規模開発用地	梶地区	2.0	0.0	2.0	
計			17.9	50.0	67.9	

- b. 集落区域内（連接集合して存在する住宅・農業用施設・商店・工場等の施設の敷地の外線を結んだ線内の区域）に介在する農用地 696.7ha
- c. 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 670.1ha
- d. その他
 - ①中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地 約170.9ha
 - ②道路沿線市街地として開発が進みつつある農用地 約61.1ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地と一体的に保全する必要があるもの及び、概ね次に掲げる農業用施設用地について農用地区域を設定する方針である。

[農業用施設用地とする区域]

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設の種類
J A 丹波ひかみ	柏原町下町沖田	2.0	ライスセンター、育苗センター、農物集出荷施設、サイロ、農機具格納庫
北和田共同畜舎	山南町美和	0.4	共同畜舎
荷受施設	大字 北岡本	1	籾荷受施設
有機センター	大字 喜多	1	地力増進施設
合計		4.4	

- (ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針
該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域内にある現況農用地6,569.7haの内、農用地条件等を勘案し、将来的に農用地としての利用が見込まれる4,956.2haを農用地区域として設定する。

区分 地域名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
柏原地区	241.1	242.3	1.2	—	—	—	—	—	—
氷上地区	1,301.6	1,299.9	△ 1.7	—	—	—	—	—	—
青垣地区	529.3	523.8	△ 5.5	—	—	—	—	—	—
春日地区	1,168.8	1,167.9	△ 0.9	—	—	—	—	—	—
山南地区	648.0	646.3	△ 1.7	—	—	—	—	—	—
市島地区	1,064.4	1,061.5	△ 2.9	3.0	3.0	0	—	—	—
計	4,953.2	4,941.7	△ 11.5	3.0	3.0	0	—	—	—

区分 地域名	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
柏原地区	17.5	14.7	△ 2.8	258.6	257.0	△ 1.9	—
氷上地区	0.0	0.0	0	1302.4	1,299.9	△ 2.5	4.0
青垣地区	2.2	2.2	0	531.5	526.0	△ 5.5	0.1
春日地区	7.0	6.9	△ 0.1	1,176.2	1,174.8	△ 1.4	—
山南地区	4.0	4.0	0	652.6	650.3	△ 2.3	—
市島地区	8.3	8.3	0	1,075.7	1072.8	△ 2.9	—
計	39.1	36.1	△ 3.0	4,997.1	4,980.8	△ 16.5	4.1

イ 用途区分の構想

- (ア) 柏原地域・・・柏原地域に位置する農用地は、約232.6haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。
- (イ) 氷上地域・・・氷上地域に位置する農用地は、約944.3haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。
- (ウ) 青垣地域・・・青垣地域に位置する農用地は、約452.4haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。
- (エ) 春日地域・・・春日地域に位置する農用地は、約961.2haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。
- (オ) 山南地域・・・山南地域に位置する農用地は、約421.8haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。未整備の畑地においても、薬草・花卉・花木等、収益性の高い様々な作物の生産が行われており、できる限り農用地としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。
- (カ) 市島地域・・・市島地域に位置する農用地は、約962.7haについては場整備が完了しており、大型機械に対応する条件を備えているので、優良農地の集団性を確保するため虫食いの転用を極力防止し、汎用化水田としての利用を進めていく。また、農用地区域内に散在する農業用施設も今後とも農業用施設用地として利用していく。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業振興地域に含まれる現況農用地は水田 5,605.9ha、畑 839.9ha、樹園地 120.9ha、採草放牧地 3ha で、うち農用地区域においては、ほ場整備率約 83.8%となっており、水田では、約 2,200ha が 0.3ha 以上の区画整理田である。また、農道整備率 89.5%、用水整備も 91.3%とほぼ完備されている。

ほ場整備が必要な水田においては、概ね事業が完了したと考えられるので、今後、農道・用排水整備の必要な地域について事業推進し、優良農用地の確保・保全と水田の汎用化を図り、土地利用率の向上を図る。

また、農家の生産意欲減退の大きな原因となっている有害鳥獣被害対策として、市全域(約 600 k m)を網羅することを目標に、地域が主体となった防護柵の設置を促していく。

(ア) 柏原地域

柏原地域は、県営ほ場整備事業等により、約 232.6ha のほ場整備を完成しており、傾斜度、団地性ともに優良な条件を備えた土地から構成されている。今後は経営体育成基盤整備事業等により、用排水施設の補完を進めていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

(イ) 氷上地域

氷上地域は、加古川とその支流である葛野川に展開する平坦部と山麓に点在する傾斜地に分類され、うち平坦部(傾斜度 1/100 未満)が 95%を占めている。また県営ほ場整備事業等により、約 944.3ha のほ場整備が完成しており、今後は経営体育成基盤整備事業等により、用排水施設の補完を進めていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

(ウ) 青垣地域

青垣地域は、加古川及びその支流である遠阪川沿いに展開する平坦部と山麓周辺の傾斜地とに分類され、県営ほ場整備事業等により約 452.4ha のほ場整備を完成している。今後は経営体育成基盤整備事業等により、用排水施設の補完を進めていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

(エ) 春日地域

春日地域は、竹田川、黒井川とその支流沿いに展開する平坦部と山麓周辺の傾斜地に分類され、県営ほ場整備事業等により約 961.2ha のほ場整備を完成している。今後は経営体育成基盤整備事業等により、用排水施設の補完を進めていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

(オ) 山南地域

山南地域は、加古川及びその支流である牧山川と篠山川とその支流沿いに展開する平坦部と山麓周辺の傾斜地に分類され、うち約 421.8ha のほ場整備を完成している。今更に生産性を高めていくために、農業用施設整備の補完を図っていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者

等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

(カ) 市島地域

市島地域は、竹田川とその支流沿いに展開する平坦部と山麓周辺の傾斜地に分類され、うち平坦部が約 70%を占めている。また県営ほ場整備事業等により、約 962.7ha のほ場整備が完成しており、今後は基盤整備促進事業等により、用排水施設の補完を図っていく。

また、優良農用地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの改廃を極力防止し優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	対図番号
ため池等整備事業	与戸新池 堤体工 L=105m	市島町与戸	
	坂口池 堤体工 L=43m	市島町勅使	2
	藤の目池 堤体工 L=69m	柏原町東奥	3
	昭和池 堤体工 L=210m	柏原町南多田	4
	千代田池 堤体工 L=255m	氷上町石生	5
	中山大池 堤体工 L=90m	春日町中山	6
	石生新池 堤体工 L=75m	氷上町石生	9
	竹の下古池 堤体工 L=50m	春日町野上野	10
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	用水路工 L=7.8 km	氷上町稲畑・佐野	
中山間地域総合整備事業（一般型）（丹波西）	区画整理 A=7.0ha 用水路工 L=1.2 km 獣害防止柵 L=10.9 km 他		
農村総合整備事業（村づくり型）（丹波東）	用排水路工 L=6.4 km 獣害防止柵 L=18.4 km 他		
特定農業用管水路等特別対策事業	管水路工 L=12,298m	市島町中・下竹田	
	管水路工 L=90m	春日町多利	
	管水路工 L=602m	柏原町北山	
基盤整備促進事業	用水路工 L=3,763m	市島町与戸	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全計画

本計画地域にある農用地の内、約 3,975ha についてはほ場整備が完了しており、実施可能な地域については、ほぼ網羅したと考えられる。

この区画として条件整備が整っている農地を中心に、優良農用地として確保・保全を図っていくために、用排水路等の土地改良施設の整備を充実していくとともに、老朽化が懸念される土地改良施設についても、計画的に更新・維持修繕を行っていく。

その中で、集落営農組織や認定農業者等の中核的担い手農家に効率的に農地の集約を図っていく。

また、農地を多面的に利用していくことも視野に入れ、市民農園等の遊農園的活用についても推進していく。

2 農用地等保全整備計画

特になし。

3 農用地等の保全のための活動

優良農用地を引き続き維持管理していくために、用排水条件の整備を整えていくことはもとより、昭和初期には場整備を実施した地域においては、土地改良施設の老朽化が進んでおり、計画的に揚水ポンプ、用排水路等の更新等を行っていく。

また、既施設を永続的に活用していくために、中山間地域等直接支払い交付金制度、農地・水・環境保全向上対策等の施策を活用しながら農業者以外の住民もが一体となり、維持・保全活動を進めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市における農業経営は、販売農家は3,454戸（2010年農林業センサス：調査対象は経営面積0.3ha以上の農家）で、稲作が中心の第二種兼業農家と野菜、畜産等を主体とした専業、第一種兼業農家に分類されるが、その経営内容は、81.8%が稲作中心の兼業農家で、農業以外の所得が中心の安定的兼業農家が多い状況となっている。

農業生産の維持増大と生産性の向上を図るためには、担い手となる農業経営への農地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大を図るとともに、地域の特性を生かした作物を定着させることが必要である。このため、各地域の特性を生かしながら下記の営農類型を目標に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業をはじめ、各種流動化方策を効果的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進し、中核的担い手農家の育成を図る。

また、集落を単位とした地域営農組織等を育成し、中核的担い手農家を中心として兼業農家を含めた幅広い農業生産活動を進め、地域農業を発展させるとともに農作業の受委託、機械施設の共同利用等により農作業の効率化を図る。

将来、中核的担い手農家が他産業勤労者と遜色のない農業所得を得られるよう、農業経営の規模拡大及び農用地の集団化を積極的に進め、目標とする営農類型別所得を目指す。

一方、耕畜連携体制を構築し、安心・安全の付加価値を高めた農産物の生産に取り組むとともに、環境に配慮した環境創造型農業を推進していく。

[営農類型毎の目標]

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積
	水稲 作業受託	水稲 8.5 ha 作業受託 15.0 ha	水稲 作業受託	戸 12	ha 102.0

家族経営	水稲 豆類	水稲 作業受託 豆類	3.0 ha 30.0 ha 1.5 ha	水稲 豆類	8	36.0
	施設野菜 水稲	施設野菜 水稲	0.3 ha 1.0 ha	施設野菜 水稲	12	15.6
	露地野菜 水稲	露地野菜 水稲	1.7 ha 1.3 ha	露地野菜 水稲	28	84.0
	花き	花き	0.8 ha	花き	10	8.0
	果樹	果樹	1.0 ha	果樹	3	3.0
	繁殖和牛 飼料作物	繁殖和牛 飼料作物	52 頭 2.0 ha	繁殖和牛 飼料作物	19	38.0
	酪農 水稲	経産牛 水稲	36 頭 1.0 ha	乳用牛 水稲	7	7.0
	養鶏	採卵鶏	240,000 羽	採卵鶏	6	0
組織経営	水稲 作業受託 麦 豆類	水稲 作業受託 小麦 大豆(枝)	24 ha 100 ha 8 ha 4 ha	水稲 作業受託 小麦 豆類	1	36.0
	水稲 作業受託	水稲 作業受託	24 ha 120 ha	水稲 作業受託	1	24.0

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

これからの農業を発展させるためには、限りある農用地をいかに有効的に活用するかが重要になってくる。そのためには優良農用地の確保が重要な課題になってくる。本地域の75.3%は山林で占められ、平坦部における新たな開発可能地がない状況からすれば、農用地の宅地化は必然的で避けがたいものであるが、優良農用地の乱開発を極力避け、集団性を保つことを前提として次の事項を推進する。

ア 農地の流動化対策

本地域における農地の流動化の現状は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業により、平成26年9月現在での農地流動化率は21.9%であり、県平均を大きく上回ってはいるが、必ずしも中核的担い手農家に集積されていない。

今後の流動化については、期間満了におけるすべてを再設定に誘導するとともに、農業委員会や地域農業者の代表等との連携による農地情報活用推進委員体制により、各種農地流動化推進方を活用しながら、認定農業者を中心とした中核的担い手農家や集落営農等の受託組織へ適正規模の農地を集積し、更には面的集積を促進する。

イ 農地保有合理化事業

農用地利用調整の促進のため、丹波ひかみ農業協同組合は、農地の借入及び貸付を行う農地保有合理化事業を積極的に推進する。

ウ 農作業の受委託の促進、共同化対策

生産性の高い近代的な農業経営体を育成するため、中核的担い手農家を中心に兼業農家を幅広く包括し、水稲を主要作物とする集落機能を活かした農用地の利用、作付の集団化、機械施設の共同化等の利用調整等の活動を行う農用地利用改善団体を再構築していく。このためには組織のリーダーの育成、高性能機械施設の共同利用、新技術の導入等による組織強化を図るとともに、農作業の効率化、受託地の集団化等により、共同作業体系の確立を目指す。

エ 集落営農組織の育成対策

本市では、現在273農会の中において、55組織の集落営農組織が活動を行っている。構成員の高齢化等により形骸化しつつある組織もあるが、丹波大納言小豆等の地域特産物の生産や各種生産物の加工に取り組む新たな形態の集落営農組織等も新たに設立されている。

集落内農用地の保全を期するためには、このような多様な形態の集落営農組織の育成が必要不可欠である。そのために集落営農リーダーの育成・確保、収益性が高く生産調整に左右されない集落営農組織による丹波大納言小豆等の特産物の生産についての指導と支援、作付け地の集団化、機械共同利用の促進や受託経営の推進等を図り、集落の目標を定めた集落営農活性化プラン作成に向けた指導と支援等の施策を講じ育成を図る。

また、安定した農業経営を確保するため認定農業者等を含む経営体について、法人化に向け、関係機関と協力体制をとりながら多面的な支援活動を行う。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本計画地域における促進の方策は、集落営農組織等を積極的に推進し、集落機能の充実を図りつつ中核的担い手農家を中心とし、第二種兼業農家を含めた地域農業の推進を図る。

特に、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業及び各種流動化方策の活用を推進するため、広報、パンフレット等を活用しあらゆる機会を通じて啓発活動に努める。

また、農地情報活用推進委員体制により、各集落でのきめ細かい掘り起こし活動を行うとともに、市、農協、普及センター等の関係機関が一体となり各種施策の推進を行う。市においては、認定農業者会、集落営農組織連絡会を通じ、認定農業者をはじめ中核的担い手農家及び集落営農組織のリーダーに対して定期的に情報、意見交換の機会を設け、地域農業の推進活動状況を把握するとともに、農作業の受委託を含めた農用地の利用調整を行い、経営規模拡大及び農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図るものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業者の兼業化、担い手の高齢化、女性労力の負担増等から、農家単位での機械投資が過剰になっている。農業経営の安定、発展を図るため、各集落にリーダーを育成していくことで、集落営農組織を確立し、農業機械や管理作業の共同化等を実践していく。

また、生産コストの低減や主要な担い手となる大規模経営農家による合理的な生産体制の確立を図るため、共同利用機械・施設の整備、先進的な機械施設の整備を計画的に推進し、生産性の高い農業経営の確立を図る。

(1) 水 稲

稲作は本地域の基幹作物として、コスト低減と生産性の向上を図りながら、品質の高い米づくりを推進する。そのため、土づくり対策の実施、JA丹波ひかみの共同育苗施設、

ライスセンター等の大型施設等を活用した低コストで計画的な生産体制を確立する。

一方では、「食」の「安全・安心」とともに、環境にやさしい農業が求められているため、耕畜連携システムを構築しながら、JA丹波ひかみを中心となり推進している「夢たんば」等の特別栽培米の生産拡大・販売拡大を支援し、安全な良食味米の生産を目指す。

(2) 小豆

丹波大納言小豆を丹波市ブランドとしてより強固なものにするため、各種の施策や作付け奨励等の推進体制を強化し、採種体制の整備と栽培品種の統一、適期作業の実施、選別・調整の徹底等による品質の向上と生産の安定及び販路拡大への支援を行う。

また、集落営農組織等による大規模生産にも対応した低コストな省力化・機械化体系を確立し、生産面積の拡大を図るとともに、新たな需要と利用方法や多様な販売チャンネルの開拓を進める。

(3) 野菜等

丹波黒大豆、丹波山の芋、春日なす、丹波ひかみねぎ等、それぞれの地域性や独特の気象条件を有利に活用しながら生産されている地域（伝統的）特産物については、生産面積・生産量の維持拡大、高品質・安定生産を図るため、関係機関の協力体制を得ながら支援を行う。

軟弱野菜については、ハウス栽培を推進し、周年出荷、低農薬栽培の生産量の増加を図る。また、冬季の土地利用の観点から、露地野菜についての生産奨励を行い収益性の向上を図る。

更に、有機野菜を通じた地元生産者と都市消費者との交流を図り、有機野菜をはじめとする環境創造型農業による生産面積の拡大を図る。

(4) 果樹

丹波栗については、今後も多く需要が見込まれるため、老木園の樹形改善（カットバック）による栗園の若返りを図り、生産性の高い果樹園に整備するとともに、未整備田等遊休化が懸念される農地等を活用し、栽培面積の拡大を図る。

また、ブルーベリーやぶどう等、新たに生産拡大が行われている作物についても、その生産活動を積極的に支援しながら、高品質化・安定生産を図るため、関係機関の協力体制を得ながら栽培方法の研究等を積極的に行う。

(5) 花木

市場対応の強化と安定供給体制の整備を図り、販路拡大、需要動向に即応した有利な生産販売を推進する。

(6) 薬草

薬草類においては、セネガをはじめとする全国シェアを誇る作目の生産量の維持拡大に向けた支援の他、新たな薬草の栽培等、多品目栽培、生産化に向け試験ほ場を設置するなどし、積極的に試験・研究を行い、安定した品質と生産量の確保に努める。

(7) 畜産

畜産分野の繁殖和牛においては、稲発酵粗飼料等自給粗飼料の生産により、自給率の向上と安全な飼料の確保と給与を進めるとともに、優良雌子牛の保留等、但馬牛の優れた特質を活かした改良や市場性の高い子牛生産の活動を支援する。

肥育牛生産においても、関係団体や関係機関と連携しながら、飼育管理技術の向上と高品質で消費者が満足できる安全な牛肉の生産活動の支援を行う。

更に酪農においては、丹但酪農組合を中心に関係機関と連携しながら、一頭あたりの乳量の増加による生乳生産量の増大と消費者の求める「安全・安心」で高品質な牛乳・乳製

品の生産活動を支援する。

採卵鶏においても、独自のこだわりブランドでの生産活動を支援することで、高品質な鶏卵の安定生産を推進する。

また、市島有機センターを有効利用すること等により、耕畜連携による環境創造型農業を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
無			ha	戸			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は 37,164ha あり、うち人工林率は 58.2% となっているが、一般的に資産的保有の傾向が強い。

特に近年、木材価格の低迷と林業労働者の高齢化等により林業生産活動が停滞し、間伐等の保育が適正に実施されていない林分が増加している。

このことで、本来森林が持つ様々な公益的機能が低下し、山林崩壊等の災害の発生も懸念されているので、今後は、緊急にかつ計画的に間伐・保育等を促進するとともに、長伐期による優良大径木の生産を目指していく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市においては、農村集落での若年層の流出等の要因により、農業従事者の不足・高齢化がますます加速化している。

一方、農外からの新規就農者や退職帰農者の数も増えつつあるが、大幅な増加は見込むことができない状況にある。

今後、農家における後継者、農地管理の担い手を確保していくために、担い手育成に関する実施方針を決定し、これに基づき関係機関・団体が一体的に推進する体制の整備をすべく設立した丹波市担い手育成総合支援協議会により、魅力的な農業の推進体制を進めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
無			ha	戸			

3 農業を担うべき者のための支援の活動

J A 丹波ひかみ・丹波農業改良普及センター等、関係機関と連携し、農業経営の改善・合理化に向けた支援体制を整えていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は兼業化率が高く、一戸当たりの平均経営面積は約 55 a（平成 19 年度水田農業構造改革対策実施計画書の積算による。）であり、また水稲単作経営が多いため、農家所得に占める農業所得の割合は低く、大部分を農外所得に依存していることとなっている。

生産年齢人口のほぼ全てが就業しており、生活の不安定な兼業従事者は減少してきているが、各地域にある工業団地、農村地域工業等導入促進法による工業導入地域等に、積極的に優良企業の計画的導入を進めることで、兼業農家の安定的な就業の促進、若年層の定着化を図っていく。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

市内の農家のほとんどが兼業農家である状況から、農村地域工業導入計画等に基づいて、環境保全を考慮した有力企業の誘致を図っていく。このことで、本地域内の労働力需要を増加させ、雇用の場を確保することにより農村からの若年層の流出を防ぎ、農村における農業の担い手確保を推進する。

また、農林畜産物処理加工施設及び間伐材等の地域資源の利活用による地場産業の振興により安定的な就業の場の確保を図る。

これらの整備にあたっては、農用地利用計画に基づく農用地の利用に配慮するとともに、労働力について農林業との調和を図ることとする。

また、新規に農業経営を開始する新規就農者に対しては、行政機関が連携しながら対応することとし、円滑に農業経営が行えるよう支援を行う。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類の	位置及び規模	対図番号	備考
無			

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家は大部分が農家林家であるが、近年林業労働力が不足し、適正な森林施業をしていくうえでその対策が課題となっている。そのため林業の担い手を主体とした森林組合等による就労の場の確保による雇用の安定と就労条件の改善に努め、森林の健全管理、保全に努める。また、担い手確保のための間伐講習会の実施や、林業に興味を持つ都市住民を対象とした森林ボランティアを募集・育成し、将来の林業後継者育成のきっかけづくりを行う。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村生活環境の整備は農村の繁栄を図る上で、農業経営基盤の整備とともに重要な課題であり、物的環境の整備とコミュニティ形成とに大別して考えられる。

物的環境の整備については、安全性、利便性等住環境の整備として、基幹道路及び集落内の生活道路の整備、防災施設の整備を促進している。特に快適な住環境を築く上で、生活排水の処理等は重要な課題である。下水道区域については、普及率はほぼ 100%となっているが、今後機能強化等を図りながら、浄化槽区域についても早期の事業完了を目指し、引き続き整備を図っていく。

また、コミュニティの形成では、健康増進や文化性、快適性等住民のふれあいの場として、地域住民にやすらぎと、うるおいをもたらす快適な生活環境の整備を推進していく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類の	位置及び規模	対図番号	備考

無			
---	--	--	--

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の約 75.3%を占める山林は、農地への水源涵養の機能や林地災害防止機能、自然環境の保全・形成などの公益的機能を有しており、住民生活とは切り離せない大切な資源であり、森林の適正な管理と維持を図っていく必要がある。

木材価格の低迷、林業労働力の減少・高齢化により林業生産活動が停滞しつつあり、適正な管理がされない人工林が増加してきている。

そのため、森林施業の機械化、林業労働力の確保・推進、計画的な伐採・保育を図りつつ、健全な森林を維持するため、複層林・長伐期施業の導入により優良材の生産を図っていく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 附図（別添）

- 1 土地利用計画図・・・・・・・・・・・・・・・・（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備状況図・土地基盤整備開発計画図・・・・・・・・（附図2号）
- 3 農業近代化施設整備状況及び計画図・・・・・・・・・・・・・・・・（附図3号）
- 4 生活環境施設整備状況及び計画図・・・・・・・・・・・・・・・・（附図4号）